

JMRCA ストック・モーター規格

(平成 19 年 4 月・改正)

1. 05 モーター、または 540 サイズのモーターであること。
 2. 動力用モーターは、長さ(L)53 mm, 直径 36 mm以内(但し、モーターシャフト、フロントメタルハウジングは除く)の大きさのものに限る。製造誤差は認められる。
 3. フェライト・マグネットのみ使用が認められる。(コバルト等、希土類系マグネットの使用は認められない)
 4. エンドベルはカシメで固定されていて、分解できないこと、または、固定進角で着脱式のもの。
 5. 軸受けは前後ともメタル製軸受けであること。
 6. 進角は固定式で角度は 20 度以内であること。但し、カーボンブラシとホルダーの角度が一直線上になければならない。**カーボンブラシホルダーがスタンド・アップ(縦型)タイプの物に限り、可変進角を認める。**
 7. アマチュアのラミネーション 0.35 mm 幅の場合は 60 枚、0.5 mmのばあいは 42 枚で同じ材質であること。但し、ローター・コア全長の製造誤差 1 mm 以内は認める。
 8. アマチュアの巻き線は線径 0.80 mm、シングル巻き 23 ターン以上であること。但し、機械巻きに限る。
 9. エンドベル着脱式のものアマチュアにメーカー名とターン数を明記すること。又、コミュテータ側のシャフトはラウンド加工のものに限る。
 10. 公認モーターであっても、他の公認モーターの部品を混入してはならない。
 11. 公認モーターは、製造会社名、または販売会社名がすぐわかる状態のものでなければならない。
 12. 公認後のモーター仕様、色、及び、ラベルの変更は認めない。
 13. 公認モーターは、一般に市販された製品で、誰でも容易に手に入るものでなければならない。
 14. 公認を申請する時点で最少 300 個以上、製造(製造証明書が必要)されていなければならない。(申請料・1 種類につき¥2,000,)
 15. モーター公認申請書、製品サンプル 2 個、及び 1 種類のモーターに付き、申請料¥2,000 を添えて、下記の JMRCA 事務局に送る事。
- * 申請締め切り日はその年度の 6 月 30 日。
 - * 公認を受けた製造会社又は販売会社が上記に違反し、作為ある不正改造等を行った場合、厳格なる処分を課します。

注記 平成 20 年度からは、**レイダウタイプ(構造上ショートを起こす物)**については、**認定を行わない。**

送付先：〒101-0032 東京都千代田区岩本町 3-8-9 東加ビル 3F

コスモス 53 内 JMRCA 事務局 高坂 勉宛 TEL03-5825-3202

JMRCA